



子育て応援ナビ



こんぺいとう広場 ③

こんぺいとう広場では、松の木・やわらぎ両保育園で園庭開放を行っています。

- 【とき】** ○やわらぎ保育園 8月5日(土)
受付時間：午後5時～ ※盆踊り
○松の木保育園 8月8日(火)
開放時間：午前9時45分～11時

【対象】 1歳～4歳未満のお子さんと保護者

【内容】 各園へお問い合わせください。

※着替え、水筒(お茶)、タオルなどをお持ちください。

※おもちゃ、お菓子は持ってこないでください。

※予約不要。

※車でのお来園はご遠慮ください。

- ◆問合せ やわらぎ保育園 ☎98-0063
松の木保育園 ☎98-2882
子育て支援課 ☎98-5596



おひさまひろば ③

子どもを安心して遊ばせたり、様々な人と情報交換したり、たまにはほっと一息つきたい、ちょっと悩みを聞いてほしい、そんな声にお応えする場所です。

子育てをしているお母さん、お父さん、おばあちゃん、おじいちゃん、お子さんと一緒に遊びに来てください。

- 【とき】** 8月4日(金)、★18日(金)、25日(金)
午前9時45分～午後4時

【ところ】 町立幼稚園2階 おひさまひろば

【対象】 就学前の未就園児と保護者

※ベッドがあるので生後2、3か月のお子さんと参加して頂く事も可能です。

※予約は不要です。開放時間内にお越しください。

※お持ち頂いた昼食を食べて頂くことが出来ます(離乳食も温められます)。

★…おひさまひろば「ぶらす」

- ◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596



すこやかホール開放 ③

みんなで遊べるようホールを開放しています。

相談・身体測定をご希望の方は母子手帳をお持ち頂き、受付時間内にお越しください。

- 【とき】** 8月9日(水)、23日(水)
午前9時30分～11時30分
受付：午前9時30分～10時

【ところ】 町立保健センター2階 すこやかホール

【対象】 就園前までのお子さんと保護者

- ◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

おひさまひろば「ぶらす」 ③

おひさまひろば「ぶらす」は、おひさまひろばのイベントデーのことです。

- 【とき】** 8月18日(金) 午前9時45分～11時30分

【ところ】 町立幼稚園2階 遊戯室・園庭

【持ち物】 水筒(お茶)・タオル・着替え

【内容】 水遊び

※親子ともに動きやすい服装でお越しください。

※予約は不要です。

- ◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596



児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出を忘れずに

【児童扶養手当現況届】

現在、児童扶養手当を受給されている人の受給資格は、7月31日(月)までとなっています。引き続き児童扶養手当を受給するためには、毎年8月に現況届を提出しなければなりません。現況届を提出しないと8月分以降の手当を受けられなくなりますので、必ず8月1日(火)～8月31日(木)までにご提出ください。なお、現況届の用紙が8月7日(月)を過ぎても届いていない場合は、お問い合わせください。

○児童扶養手当とは？

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として、18歳までの児童を養育し、支給要件を満たしている人に支給します。

【受付時間】 午前9時～午後5時30分

※8月30日(水)は午後8時まで受付します。

【特別児童扶養手当所得状況届】

現在、特別児童扶養手当を受給されている人の受給資格は、7月31日(月)までとなっています。引き続き特別児童扶養手当を受給するためには、毎年8月に所得状況届を提出しなければなりません。所得状況届を提出しないと、8月分以降の手当を受けられなくなりますので、必ず8月10日(木)～9月11日(月)までにご提出ください。なお、所得状況届の用紙が8月14日(月)を過ぎても届いていない場合は、お問い合わせください。

○特別児童扶養手当とは？

障がい児のいる家庭を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満の中等度以上の障がいのある児童を養育し、支給要件を満たしてい

る人に支給します。

【受付時間】 午前9時～午後5時30分

※8月30日(水)は午後8時まで受付します。

- ◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

ひとり親家庭などの出張相談窓口

ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについての相談や情報提供などの支援を行うため、専任職員による出張相談窓口を開設します。

また、富田林子ども家庭センターでは随時、母子・父子自立支援員が面接、または、電話で相談に応じています。

【とき】 8月7日(月) 午後2時～4時

【ところ】 役場1階 相談室

- ◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596
富田林子ども家庭センター生活福祉課 ☎25-1131

祝! 竹内街道 日本遺産認定!!

第9回

商工会太子町支部

夏祭り

with たいし聖徳市



縁日

商工会&聖徳市
午後5時~

8月12日(土)

午後5時~10時

太子町役場駐車場
(小雨決行)

オープニングイベント

午後5時45分~

大抽選会

会場内で抽選券を販売

午後7時~



盆踊り

(江州・河内音頭)

午後8時~

主催 富田林商工会太子町支部
協賛 たいし聖徳市実行委員会
協力 太子町婦人会

◆問合せ にぎわいまちづくり課
☎98-5521

※駐車場がありませんので、車でのご来場は、ご遠慮ください。

心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスターの募集

あなたの素直な気持ちを伝えませんか？

障がいのある人とない人との心のふれあいの体験を綴った作文や、障がい者への理解を促進するポスターを募集しています。

入賞者には、賞状などを贈呈します。

■**作文** 400字詰め原稿用紙（縦書き）で、小・中学生は2～4枚、高校生・一般は4～6枚

※点字や電子メールでの応募もできます。

■**ポスター** 小・中学生のみ。B3画用紙、または、四つ切りサイズ画用紙（縦長のみ）

■**募集期間** 7月3日(月)～9月6日(水)

■**応募方法** 下記へ郵送（9月6日の当日消印まで有効）、または、お持ちください。

※土日、祝日については持込による受付は行っていません。

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-info/h29sakubunposuta.html>

◆**申込・問合せ**

〒540-8570

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利援護グループ

☎06-6941-0351(内線2481) FAX06-6942-7215

ひきこもり学習会

【と き】 8月30日(水) 午後2時～4時

【と ころ】 大阪府富田林保健所2階 講堂
(富田林市寿町3-1-35)

【対 象】 富田林保健所管内に在住・在勤の人

【内 容】 講義：「ひきこもりの背景と家族の関わり方」
講師：漆葉 成彦氏(精神科医、
佛教大学教授)

【定 員】 50人

【参加費】 無料

【申 込】 8月23日(水)までに、電話でお申込みください。

◆**申込・問合せ**

富田林保健所地域保健課

精神保健福祉チーム ☎23-2684



～あなたが主役のまちづくりへ～

町長直通便の報告(平成29年4月分～6月分)

町長直通便は、町政に望んでいることやご意見を頂くため行っています。

その内容は、定期的に町ホームページや役場1階フロアで公表していますが、住民のみなさまに幅広く情報を提供するため、報告します。平成29年4月～6月の間には、みなさまから6件のご意見、ご感想が寄せられ、その内容は、生活に身近なものから、環境や福祉に関するものなど様々です。ここでは、みなさまから寄せられたご意見などを紹介させていただきます。詳しくは、町ホームページ及び役場庁舎1階フロアで掲載しています。



●平成29年4月～6月に寄せられた町長直通便の内容

分 類	頂いたご意見などの概要	件 数
福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字活動資金募金について <ol style="list-style-type: none"> 募金という名の寄付金行為が何故行政で行われているのか 町会入会世帯数分を一括納金する事は町民に対して差別ではないか 社会福祉協議会で言うべきものではないのか 寄付金について日本赤十字は500円以上を目安としているが太子町は何故300円なのか 介護タクシー利用料金を安くしてほしい 	2
地域コミュニティ	—	—
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 公園及び緑道等の樹木の伐採が行われているが、どのような理由によるものなのか 	1
学校・社会教育	<ul style="list-style-type: none"> 総合グラウンドの草刈り及びネットの設置について 	1
その他	<ul style="list-style-type: none"> 役場駐車場が満車の日が多いため、対策をお願いしたい 職員の対応及び職員の名札着用の徹底について 	2
合 計		6

【町長直通便の利用方法】

町ホームページ「町長の部屋」の「町長直通便入力フォーム」をご利用頂くか、役場1階フロア及び町立公民館、町立総合体育館に町長直通便専用の投函箱を設置していますので、備え付けの様式に記入し、投函してください。

※みなさまから寄せられたご意見、ご感想については、全て町長が読ませて頂き回答していますが、住所、氏名が無記入の場合は、回答できませんので必ずご明記してください。

◆**問合せ** 総務政策課 ☎98-0300



南阪奈道路竹内トンネル見学会

役場からマイクロバスで案内します。

【と き】 9月3日(日) 午前9時30分

【対 象】 小学生以上の町民

※中学生未満は保護者同伴。

【定 員】 30人 (事前申込必要)

【持ち物】 汚れてもよい服装

※サンダル、ハイヒール不可。

【申込方法】

地域整備課窓口にある申込書に必要事項を明記し、ご提出ください。

【受付期間】 8月1日(火)～18日(金)

※定員に達し次第受け付け終了します。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

高齢者向け就業イベント

●シニア人材育成講習

介護分野・障がい者支援分野で活躍できるシニアの人材育成を目的とした、「シニア人材育成講習会」を行います。随時、各業界へのお仕事につながるイベントを行うなど、講習修了者の就業を応援します。

○介護補助

【と き】 8月1日(火)・2日(水)

午後1時～5時

【と ころ】 エル・おおさか

※8月上旬に施設見学(3時間程度)があります。

○障がい者支援

【と き】 8月8日(火)・9日(水)

午後1時～5時

【と ころ】 エル・おおさか

※8月上旬に施設見学(3時間程度)があります。

◆問合せ シニア就業促進センター

☎06-6910-0848

ラ・フォレスタ

バードコールづくり

バードコールは小鳥の鳴き声を真似する道具です。木を削ってボルトを差し込み、キュルキュルと鳴らします。

【と き】 8月27日(日)

午前11時～午後3時

【と ころ】 南河内林業総合センター

ラ・フォレスタ

【講 師】 尾ノ上 貴浩氏

【定 員】 申込不要

【参加費】 700円

【持ち物】 汚れてもよい服装

◆問合せ

南河内林業総合センター

ラ・フォレスタ ☎72-0090

<http://www.sinrin.org/foresta/>

花の文化園 8月イベント

■スプラッシュガーデン

芝生広場で水遊びができます。大好評のスプリンクラー、ミストドーム、水鉄砲の的当ての3つのエリアが登場!

【と き】 7月22日(土)～8月27日(日)

【と ころ】 芝生広場

※濡れてもよい服装でお越しください。

※天候、グラウンドコンディションにより、中止する場合があります。

■不思議植物展

植物は不思議でいっぱい。食虫植物や多肉植物などはもちろん、身近な植物の不思議な生態を楽しく紹介します。(無料)

【と き】 8月8日(火)～20日(日)

【入場料】 無料

●食虫植物教室

【と き】 8月13日(日)、20日(日)

午後1時30分～3時

【と ころ】 花の工房 園芸室

【その他】 有料。事前に花の文化園へご予約ください。

■夏休みキッズワークショップ

20種類以上の色々な手作り体験教室を行います。

詳しいプログラムの内容やスケジュールは、随時花の文化園ホームページでお知らせします。

※プログラムにより有料、予約が必要なものもありますので、事前にホームページをご確認ください。

■はなぶんファンタジーシネマ

花と緑に囲まれた芝生の広がる幻想的な空間で映画鑑賞しませんか。

人気のファンタジー映画などを野外のスクリーンで楽しめます。

【と き】 午後7時30分(開場:午後6時)

【上映時間】 約2時間

【と ころ】 芝生広場

※雨天順延

【その他】 「こくちーず」よりご予約ください。

◆問合せ 大阪府立花の文化園

☎63-8739

「特別障がい者手当」・「障がい児福祉手当」

下記に該当する人は受給の対象となります。詳しくは、ご相談ください。

	「特別障がい者手当」月額26,810円	「障がい児福祉手当」月額14,580円
支給対象	満20歳以上の在宅の人で、身体、または、精神に著しく重度で永続する障がい(知的障がいを含む)があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする人	満20歳未満の在宅の人で、身体、または、精神に重度で永続する障がい(知的障がいを含む)があるため、日常生活に常時の介護を必要とする人
支給制限	(1) 病院等に3か月を越えて入院している人 (2) 施設に入所している人 (3) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある人	(1) 障がい年金などの障がいを支給理由とする年金を受給されている人 (2) 施設に入所している人 (3) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある人

【特別障がい者手当・障がい児福祉手当の現況届について】

現在、特別障がい者手当、障がい児福祉手当を受給している人は、受給資格確認のため、現況届(所得状況届を含む)の提出が必要です。現在受給している人には、必要な書類を送付しますので、必ずご提出ください。現況届が未提出の人は、提出されるまでの間、手当が差し止めになることがあります。

【提出期間】 8月14日(月)～22日(火) **【提出先】** 福祉課

◆問合せ 富田林子ども家庭センター生活福祉課 ☎25-1216
福祉課 ☎98-5519

健康保険

限度額適用認定証で窓口のお支払いを軽減できます

国民健康保険に加入している人が入院や通院をする場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口での支払が自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代を減額する制度もありますので、必要な人は事前にご申請ください。

なお、すでに交付済の認定証は、有効期限が7月31日(月)までとなっていますので、8月以降も交付を希望される場合は、再度申請が必要です(自動更新ではありません)。

【申請できる人】

- ・国民健康保険料の未納のない世帯で、70歳未満の人
 - ・国民健康保険料の未納のない世帯で、70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯の人
- ※70歳以上75歳未満の住民税課税世帯の人は、医療機関で自己負担限度額を確認できるため、限度額適用認定証は不要です。

【申請方法】

保険医療課窓口にご申請ください。

【申請に必要なもの】

- ・認定証が必要な人の国民健康保険被保険者証
- ・認定証が必要な人の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ・印かん
- ・申請に来られた人の本人確認ができるもの(運転免許証など)

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

暮らし

消費者トラブル情報

注文した覚えがない健康食品を送りつけられた!

「1か月前に注文を受けた健康食品が出来上がったので、お届けします」と突然電話があった。金額は約2万5千円だという。「そんなに高額な健康食品は注文していない」と答えたが、「注文している

ので受け取ってもらわないと困る」と言われた。その言い方が怖かったので、「今回限りですよ」と言ってしまった。商品が届いたので仕方なく代金を支払ったが、納得がいかない。

【ひとこと助言】

- 「注文頂いた健康食品を送ります」などと電話があり、申し込んでいないと伝えても強引に健康食品を送りつけられたという相談が後をたちません。
- 申し込んだ覚えがなく、購入するつもりもなければ、電話があったときには、はっきりと断りましょう。
- 商品が届いても、代金を支払ってはいけません。事業者名、住所、電話番号をメモした上で、「受け取り拒否」をしましょう。自分だけで判断できない場合は、家族などに相談することも大切です。
- 電話で断りきれず商品が届いてしまった場合でも、クーリング・オフが出来る場合があります。詳しくは、富田林市消費生活センターへご相談ください。

◆相談・問合せ

富田林市消費生活センター
☎25-1000 (内線186)

太子町都市計画審議会傍聴

【会議名】

第1回太子町都市計画審議会

【とき】

8月23日(水) 午前10時~正午

【ところ】 役場庁舎4階 全員協議会室

【傍聴定員】 8人

【傍聴手続】

開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名をご記入ください。

受付は先着順で行います。

◆問合せ

にぎわいまちづくり課 ☎98-5521

都市計画についての公聴会

大阪府では、南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更の案を作成するにあたり、下記のとおり公聴会を行います(説明会ではありません)。案の概要は、太子町まちづくり推進部にぎわいまちづくり課でも見る事ができます。

【とき】 8月30日(水) 午後2時~
【ところ】

大阪府庁別館7階 都市計画室分室

【申込方法】

公述希望者は、公述申出書(様式指定)を、傍聴希望者は、ハガキ(電子メールも可)に住所、氏名、電話番号を明記し、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課(〒540-8570 住所記載不要)へ申込ください。

【申込期間】 8月7日(月)~21日(月)

※必着。

◆申込・問合せ

大阪府都市整備部都市計画室
計画推進課 ☎06-6944-6776

Eメール keikakusuishin@sbox.pref.osaka.lg.jp

8月10日(木)は「道の日」です!

道路は、本来、人や車の通行を目的に整備されてきましたが、上下水道や電線などを収容する空間、災害時の避難路や火災発生時の延焼防止の空間、さらには歴史街道や道の駅のように人々にやすらぎを与える場となるなど、様々な役割を果たしています。

このように、道路は私たちの暮らしに欠くことのできない大切なものですが、ゴミや空き缶のポイ捨て、車道と歩道の段差に乗り入れるための、ブロックや鉄板の違法設置、さらには違法駐車や自転車の放置などが日常的に見られます。

そこで、利用者が道路を常に、美しく、安全に使用することを目的に、毎年8月を「道路ふれあい月間」、8月10日を「道の日」としています。これを機に身近な道路を見つめ直しましょう。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

8月は電気使用安全月間です

平成29年度重点活動テーマ

- 日頃から電気の安全を心がけ、かしこく上手に使いましょう
- 自家用設備の電気事故は、適切な保守点検と計画的な更新で防ぎましょう
- 地震、雷、風水害などの自然災害に備え、日頃から電気の安全に努めましょう

◆問合せ

一般財団法人 関西電機保安協会
松原営業所 ☎072-330-2300

防 災

気象災害から命を守るために、気象警報が生まれ変わります！

気象庁では、平成29年出水期から、気象警報の4つの改善をしています。

- ① 5日先までの大雨警報等の発表の可能性を[高][中]の2段階で提供します。
- ② 警報・注意報の発表時に、最大24時間先までの危険度の予想を色分け表示して提供します。
- ③ これまで大雨・洪水警報などの発表基準に用いてきた雨量に代えて、災害発生との結びつきが強い「指数」(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)を用いるようにします。これにより、よりの確な警報・注意報を提供します。
- ④ 大雨・洪水警報が発表されたときに、どこで実際に危険度が高まっているのかを、地図上に色分け表示します。これらの改善した情報は、気象庁ホームページでご覧頂くことができます。

◆問合せ

大阪管区气象台 ☎06-6949-6313

ゴ ミ

家電4品目の処分について

家庭で不要になったエアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の処分については、家電リサイクル法に基づき処分して頂きます。

粗大ごみでの収集はできませんので、ご注意ください。

1. 新しいものを買替える場合

新しく同種の製品を購入した店舗に、

引き取り及び処分を依頼してください(リサイクル料金、収集運搬料金が必要です)。

2. 処分のみを行う場合

その製品を購入した店舗に、引き取り及び処分を依頼してください(リサイクル料金、収集運搬料金が必要です)。

3. 処分する製品を購入した店舗に引き渡せない場合

その製品を購入した店舗が、廃業・遠方・不明などの場合は、次の手順で処分を行ってください。

(1) 郵便局でリサイクル券の手続きを行う

郵便局に備え付けられている「家電リサイクル券(料金郵便局振込方式)」に、住所、氏名、電話番号、製造業者、品目コードなど必要事項を記入します。

(2) 郵便局窓口でリサイクル料金と振込手数料を支払う

リサイクル料金については、機器のサイズやメーカー(製造業者)などで金額が異なります。代表的な金額(税込)は次のとおりです。

- ・エアコン 972円
- ・テレビ(15型以下) 1,836円
(16型以上) 2,916円
- ・冷蔵庫・冷凍庫
(170リットル以下) 3,672円
(170リットル以上) 4,644円
- ・洗濯機・衣類乾燥機 2,484円

(3) 廃棄物を所定の場所へ搬入する

① 指定引取場所まで自己搬入する場合
持ち込む際には、郵便局で受け取ったリサイクル券が必要です。

【最寄りの指定引取場所】

- 日本通運株式会社
天王寺支店八尾倉庫 ☎072-991-2957
- 株式会社ロジックナンカイ
八尾事業所 ☎072-929-2205
- ② 自宅への収集を依頼する場合
事前に安全環境課窓口で収集の申込みをしてください。

※リサイクル券がないと引き取ることができません。また、収集運搬料金(1台につき2,700円)が必要となります。

◆問合せ

安全環境課 ☎98-5525

地域貢献活動による保存食を寄贈して頂きました

大阪南農業協同組合様から、太子町消防団及び町立磯長・山田両小学校に地域貢献活動による保存食を寄贈して頂き、7月13日(木)、大阪南農業協同組合太子支店で寄贈式を行いました。



大阪南農業協同組合と災害支援協定を締結

7月13日付けで、町と大阪南農業協同組合との間で、「災害時の支援に関する協定書」を締結しました。

本協定は、災害時の応急物資の提供や支援物資の保管場所や車両・資機材の提供を行うものです。



◆問合せ 安全環境課 ☎98-5525

8月の「し尿」収集日	収集日	種類	8月の「ゴミ」収集日	種類	収集日
8月の「し尿」収集日	4日(金)	小型	8月の「ゴミ」収集日	もえるゴミ	1日・4日・8日・11日・15日・18日・22日 25日・29日(毎週火・金曜日)
	4日(金)	一般		粗大ゴミ	9日・23日(第2・第4水曜日)
	18日(金)	2回取り		ビン・カン混合	14日・28日(第2・第4月曜日)
		金属類		2日・16日(第1・第3水曜日)	
		ペットボトル		10日・24日(第2・第4木曜日)	
		プラスチック製容器包装		3日・17日(第1・第3木曜日)	

※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋を使用してください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出示してください。※生ごみは、しっかり水分を切ってから出示してください。

労働

平成29年度創業支援事業をスタートします

町内でこれから創業される人を対象に、創業に関するノウハウが無料で学べる創業セミナーや、セミナーを受けて頂くにご利用頂ける様々な優遇措置で、創業にあたってのサポートをします。

創業をお考えの人は、ぜひ、ご参加ください。

※優遇措置などの詳しい内容についてはお問い合わせください。

●創業講座

【と き】 8月26日(土)、
9月2日(土)、9日(土)、
16日(土)

午後1時～4時30分

【ところ】 富田林市市民会館3階
農林会議室

◆申込・問合せ

にぎわいまちづくり課 ☎98-5521
富田林商工会 ☎25-1101

安全

夏の交通事故防止

夏休み中は外出する機会が増え、子どもたちも行動範囲が広がります。

また、高齢者の交通事故も増加傾向にあります。

このため、二輪車・自転車利用者の交通事故防止と、危険な飲酒運転撲滅のため、皆さんも交通安全を心がけましょう。

【自転車安全利用五則】

- ・自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ・車道は左側を通行

- ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ・安全ルールを守る
- ・子どもはヘルメットを着用

【飲酒運転の処罰】

- ・酒酔い運転
5年以下の懲役または、100万円以下の罰金
 - ・酒気帯び運転
3年以下の懲役または、50万円以下の罰金
 - ・飲酒検知(呼気検査)拒否
3か月以下の懲役または、50万円以下の罰金
- 飲酒運転の処罰の対象は運転者だけではありません。

車両の提供者・酒類の提供者・飲酒運転の車両の同乗者も、懲役、または、罰金などの処罰を受けます。

◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234
安全環境課 ☎98-5525

子どもたちを水の事故から守りましょう!

夏休み中は、子どもの水遊びなどで水の事故にあう可能性が高くなります。

一人ひとりが次のことに注意し、水難事故を防止しましょう。

- ★子どもだけで水遊びをさせない!
- ★子どもから目を離さない!
- ★万一のために救命具の準備を!

◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234

海難防止に努めましょう

マリンレジャーシーズンに入り、これから海に遊びに行く機会が増えます。自然にふれ、親しむことはとても楽しいものですが、プレジャーボートの事故や海水浴中の事故が後を絶ちません。

事故を防ぐために、プレジャーボート

で遊ぶ人は、出港前に

- ①気象・海象の確認
- ②機関の点検
- ③ライフジャケットの着用

を確実に行ってください。また、遊泳する人は、疲れている時・飲酒した時は、絶対に海に入らないでください。

事故が発生した時や、発見した時は、迷わず・素早く118番をお願いします。

◆問合せ 舞鶴海上保安部
☎0773-76-4120

こども110番月間

8月は、「こども110番月間」です。

地域のこどもは地域で守り、こどもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番」運動を推進しています。次のことを心がけ、こどもたちに伝えましょう。

5つの約束まもうね!

- ①一人で遊びません
- ②知らない人について行きません
- ③つれて行かれそうになったら大声を出してたすけをもとめ、「こども110番の家」へにげこみます
- ④だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言ってから出かけます
- ⑤お友だちがつれて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます

※こどもたちが登下校や遊びで外出する際には、防犯ブザーやホイッスルを持たせ、しっかりと活用するように教えましょう。



◆問合せ 生涯学習課 ☎98-5534

	種類	日程	時間	場所	問い合わせ先
8月の相談	行政(国の行政に関すること)	10日(木)	13:00~15:00	役場3階第2会議室	総務政策課 ☎98-0300
	消費者※1	平日の(月)~(金)	9:00~16:00	富田林市役所	富田林市消費生活センター ☎25-1000(内線186)
	教育(いじめ110番・進路)	平日の(月)~(金)	9:00~17:00	教育委員会	学務指導課 ☎98-5532
	人権※2			住民人権課	住民人権課 ☎98-5515
	就労			にぎわいまちづくり課	にぎわいまちづくり課 ☎98-5521
心配ごと	10日(木)・25日(金)	13:30~15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311	

※1 消費者相談は正午~午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
公民館	☎98-5530 FAX98-5530
まちづくり観光交流センター (にぎわいまちづくり課)	☎98-5521 FAX98-4514
総合福祉センター (社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道 (上下水道課)	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園 (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

のちと健康をまもる」様々な赤十字活動のために使われます。

みなさまのあたたかいご支援ご協力を頂き、ありがとうございました。

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

第10回特別弔慰金の請求期限は平成30年4月2日までです

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金支給法が平成27年に改正され、現在、第十回特別弔慰金（額面25万円、5年償還の記名国債）の請求を受け付けています。請求期限は平成30年4月2日までとなり、期限が過ぎると第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

◆問合せ
福祉課 ☎98-5519

教育

心身障がい者児童生徒教育給付金の申請受付

支援学校（小・中学部）、または、町立小中学校の支援学級に自宅（町内在住）から通学している児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減することを目的に、給付金を支給します。

該当される人には、8月下旬に申請書類などを郵送します。お手元に届かない場合は、お問い合わせください。

◆問合せ 教育総務課 ☎98-5533

税

固定資産税の第2期納期限は8月31日(木)です

固定資産税の第2期納期限は、8月31日(木)です。忘れずにお納めください。

納付書にコンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるものは、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

詳しくは、納付書をご覧ください。

また、口座振替をご利用のみなさまは、残高の確認をお願いします。

平成29年度 各納期限

	第1期	第2期	第3期	第4期
町・府民税	6月30日	10月2日	11月30日	1月31日
固定資産税	5月31日	8月31日	10月31日	12月28日
軽自動車税	5月31日			

なお、納期限までに税金を納めて頂かないと、次のような督促手数料や延滞金がかかります。

また、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

(1) 督促手数料

督促状を発送した場合1通につき100円

(2) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年9.0%（ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.7%）の割合で計算した延滞金がかかります。

◆問合せ
税務課 ☎98-5517

個人事業税

第1期分の納期限は、8月31日(木)

期限内に納付して頂きますよう、よろしくをお願いします。

8月に第1期分及び第2期分の納付書をまとめて送付します（口座振替ご利用の人を除きます）ので、納付時には、お間違いのないようご注意ください。

年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

個人事業税の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコードが印刷されたもの（30万円以下のもの）については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

○サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店（五十音順）

※納付には、便利で安心・安全な口座振替制度をご利用ください。



大阪府広報担当
副知事もずん

◆問合せ 大阪府南河内府税事務所
☎25-1131

福祉

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、8月10日(木)までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【とき】 8月17日(木) 午後1時～3時
【ところ】 役場1階 相談室

◆問合せ
福祉課 ☎98-5519

日赤活動支援募金の結果とお礼

日赤太子町分区では、5月・6月に各町会・自治会及び住民のみなさまに対し、日本赤十字社の会費（活動資金）の募集を行いましたところ、下記のとおりご協力を頂きました。

総額:616,300円（平成29年6月30日現在）

お寄せ頂いた活動資金は、日本赤十字社の事業資金として、災害時の救護活動及び災害における被災者を減らす「防災・減災」の知識や技術の普及活動など、「い

募集

南河内環境事業組合職員募集

【募集職種】

①技術職上級（電気、または、機械）

②事務職上級

【採用予定人数】 ①3人程度 ②1人程度

【受験資格】

①昭和59年4月2日以降に生まれた人で、

大学（短期大学を除く）で電気、または、機械を専攻し、卒業、または、平成30年3月31日までに卒業見込みの人

②昭和62年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く）を卒業、または、平成30年3月31日までに卒業見込みの人

【第一次試験日】 8月27日(日)

【試験内容】

基礎能力試験、適性検査、集団面接試験、専門試験（技術職のみ）

【受付期間】 8月1日(火)～17日(木)

午前9時～午後5時30分

※土日、祝日を除く。

南河内環境事業組合総務企画課窓口か、組合ホームページで交付される申込書に必要事項を明記し、お申込みください。

※郵送の場合、8月14日(月)までの消印有効。

◆申込・問合せ

〒584-0054 富田林市大字甘南備2345

南河内環境事業組合総務企画課

☎33-6584

アルバイト募集

【申込書類】 エントリーシート（写真貼付）

※申込書類は返却しません。

※エントリーシートについては、秘書課で配付します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【申込期間】 8月1日(火)～31日(木) 午前9時～午後5時30分

【申込方法】 応募希望者はエントリーシートをお持ちください。書類受付時に簡単な面接を行います。

【申込場所】 太子町役場3階 秘書課

◆問合せ 秘書課 ☎98-5531

職種	任用期間	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
一般事務補助	① 平成29年10月1日～ 平成30年3月31日 (契約更新の可能性あり)	竹内街道歴史資料館で来館者受付及び事務補助	910円 (時給)	【勤務日】 水・木・金・土・日曜日のうち週2日程度(シフト制) 【勤務時間】 午前9時～午後5時	パソコン操作ができる人
	② 平成29年10月1日～ 平成30年3月31日 (契約更新の可能性あり)	事務補助		【勤務日】 月～金曜日の週5日 【勤務時間】 午前9時～午後5時 ※社会保険あり	
	③ 平成29年11月1日～ 平成30年2月28日	事務補助		【勤務日】 月～金曜日のうち週4日 【勤務時間】 午前9時～午後5時	

広告

住まいの便利店、どこに頼めば良いか、わからない時はどの様な事でもお気軽にお問い合わせ下さい

お住まいの困り事を解決

この様な小工事も

床鳴り・雨漏り・壁のひび
風呂トイレ修理・波板張替
室内ドア修理・壁クロス張替
気になる所を直したいキレイにしたい

あみ戸の季節

爽やかな風の季節到来
網戸の準備はいかがですか
ネット張替メンテ～新調まで

フリーダイヤル

0120-830-592

窓から入る暑さ、ガラスの取替えで解消。

真空ガラス スペース



畑田ガラス店

http://www.hatadagls.com 太子役場前西200m



シャッター電動化

今のシャッター雨戸が電動シャッターに!! 朝晩の開閉も静かでリモコン指一本でラクラク操作お年寄りに朗報

エクステリア

フェンス・手摺り
テラス・バルコニー
カーポート・門扉

シリーズ 祝！日本遺産認定

『1400年に渡る悠久の歴史を伝える 「最古の国道」～竹内街道・横大路(大道)～』



日本遺産は地域に点在する様々な文化財をパッケージ化し、歴史的魅力や特色を通じて日本の文化や伝統を語るストーリーを認定する制度です。

このストーリーは太子町だけでなく、竹内街道の沿道や周辺の10市町村で構成されています。太子町の竹内街道には歴史の面影が残る町並みが残っていますが、他の市町村の竹内街道はどんな道なのでしょうか？

日本遺産って何？



竹内街道と石畳(太子町)

次号から沿道10市町村ごとの現地案内人による「竹内街道・横大路(大道)」のおススメピックアップを連載していきます。沿道のちょっと気になる観光ポイント、案内人だからこそ知っている話題など…を取り上げます。1400年の歴史を持つ竹内街道の今を旅しましょう。ご期待ください。

◆問合せ にぎわいまちづくり課 ☎98-5521

◆文化庁日本遺産ホームページ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/



高齢者交流サロン(太子町全域対象) きたじりさんち

気軽にお出で下さい。

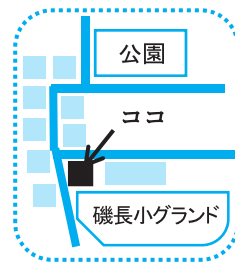


毎週水曜日午後2時～4時/春日 98-377(磯長小学校上のグラウンドの北西上)

※ 122人の方から117万4千円の改装募金をいただきました。ありがとうございました。

- 予約型乗合ワゴン利用の場合は「磯長台集会所」で下車、徒歩で約2分です。
- 車で来られる場合は事前に下記宛ご連絡下さい。

<問合せ先> 磯長台の福祉を考えるつどい 代表 佐藤貞良 (090-1483-8399)



広告

「自然なお産」をお手伝い

お産の主役はお母さんと生まれてくる赤ちゃん



健診から分娩、育児まで助産師がサポート。
「里帰り出産」や「助産師外来」等、お気軽にご相談ください。

TEL 0721-29-1121(代)
FAX 0721-28-3550
E-mail osan_info@tonbyo.org

▶見学ご希望の方
ご連絡下さい
受付:月～金(9時～17時)



広告

富田林病院 お産センター

〒584-0082 大阪府富田林市向陽台1丁目3番36号
ホームページもご覧下さい ▶ <http://ob.tonbyo.org>